

「法とシステム監査」 研究プロジェクト報告 最近の判例から

2017年6月2日

研究プロジェクトの概要

- 主査 稲垣 隆一、副主査 黒澤 兵夫
- 概要 システム監査は、情報システムの企画、開発、運用、保守に関する現実的な課題の予防、解決に、いかに役立つのか？ レピュテーションリスク、クラウドコンピューティング、ソーシャルネットワーク、ビッグデータの取扱い、マイナンバー制度、IOT/IOEシステム、サイバーアタックなど現下の課題、判決例に表れた紛争事例を素材に検討し、その成果を生み出すシステム監査の技法の開発、管理基準の改訂の提案などに結びつける。

参加メンバー

荒木 哲郎	弁護士・システム監査技術者
稲垣 隆一（主査）	稲垣隆一法律事務所・弁護士
植野 俊雄	ISU
黒澤 兵夫（副主査）	TAKE国際技術士研究所
成田 和弘	システム監査技術者,CIA,CISA
久山 真宏	東京電機大学
芳仲 宏	システム監査技術者
多和田 肇	システム監査技術者,CIA,CISA

本日の発表の概要

今年度の研究プロジェクトでの内容をもとに次のふたつの判例について考察する

1. インターネットオークションに関する紛争

（名古屋地裁平17（ワ）第1243号他2件弁論終結2007年12月14日）
（判例タイムズNo.1293(2009.6.1)および裁判所裁判例情報（http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/445/036445_hanrei.pdf（2017年5月5日ダウンロード）を参照した）

2. 開発業務の受託と営業秘密に関する紛争

（大阪地裁平25（ワ）第3058号弁論集結2014年9月19日）
（裁判所裁判例情報（http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/605/084605_hanrei.pdf（2017年5月5日ダウンロード））を参照した。なお、2についても本日は原告、被告他の企業名を仮名であつかう

1. インターネットオークション訴訟

- インターネットオークションサイトを利用して、商品を落札し、その代金を支払ったにもかかわらず、商品の提供を受けられないという詐欺被害にあったとして、被告に対し、債務不履行ないし不法行為責任に基づき、損害賠償合計約1億5800万円（各原告の被害金額及びそれらの15%に相当相当する弁護士費用）並びにこれらに対する民法所定の年5分の割合による延滞遅延金の支払いを求める事案（「判例タイムズ」No.1293 172ページ）

裁判所の判断（弁論からの認定）

- 被告の注意義務の有無及びその内容
 - (1) 本件利用契約の内容
 - ア 本件サービス利用者は、本件サービスの利用に先立ち、被告との間で本件ガイドラインが適用されることに同意する。
 - イ 上記同意は、利用申込者が、特定のウェブページ上で、
 - ① 「同意する」の項目を選択して次へのボタンをクリックする
 - ② 「利用規約とガイドラインに同意して、入札する」のボタンをクリックする、などの方法による。同各ページの最下段には、利用規約や本件ガイドラインが掲載されたページへのリンクが設定された「利用規約」「ガイドライン」といった文字部分があり、本件サービスのサイト上では、上記各ボタンをクリックする前も含め、容易に上記利用規約や本件ガイドラインの内容を参照できる状態となっている。

裁判所の判断（弁論からの認定）

- ・ ウ 本件ガイドラインでは、本件サービスの概要や利用上の注意のほか
 - ① 本件サービスは、利用者に、交流の場と品物の売買の機会を提供するものであること
 - ② 実際に売買を行うかどうかは、利用者の責任で行われること
 - ③ 被告は、利用者から提供される個々の商品や情報を選別、調査、しないこと
 - ④ 被告は、本件サービス利用に際して、被告の定める本人確認基準を満たすこと以外は、利用者の選別、調査、管理をしていないこと、
 - ⑤ 被告は本件サービスの利用をきっかけにして成立した売買の取消し解除・解約や返品・返金、保証等の取引の遂行には一切関与しないこと
 - ⑥ 利用者は、契約の成立、販売及び商品の送付、代金の支払・回収に関し、全て責任を負い、成約、商品の送付、受領の手配等の協議は利用者間で行い、利用者自身が責任を持って履行すること
 - ⑦ 利用者間でトラブルが生じても、被告が解決に当たることはないことなどがその内容となっている。

争点についての判断

- ・ 当時の状況について
 - （3）本件サービスを用いた詐欺被害と社会情勢
 - ア 警察庁によると、平成14年ころからインターネットオークションに関する犯罪被害に関する相談受理件数が増加し（遅くとも平成17年ころには、ネットオークションにおいて落札者が代金を支払ったにもかかわらず商品が届かないなどのトラブルが生じている旨の報道がされるようになっていた
 - イ 平成14年ころから、被告は、詐欺被害等、本件サービスを用いた利用者間のトラブルが生じていることから、トラブル事例等の紹介、トラブルを発生させた利用者の預貯金口座の情報、本件サービスを利用する際に注意すべきポイント等を掲載したページを設け、それらのページへのリンクを本件サービスのトップページ（甲4）に設定するなど、詐欺被害を含むトラブルの防止に向けた注意喚起を実施・拡充してきている
 - ウ 被告は平成16年7月1日から出品者の郵送住所確認を実施するなど詐欺被害を含むトラブルの防止に向け、本件サービスの提供内容の見直しを行ってきている
 - エ 現在まで、インターネットオークションユーザーの信頼性を評価して公表する第三者機関は、日本には存在しない。

争点についての判断

- 被告の注意義務の有無及びその内容〔争点(1)〕について
 - ア 本件ガイドラインは、本件利用契約においていわゆる約款と位置付けられるところ、上記認定によれば、本件サービスの利用者は、本件サービスの利用につき、約款である本件ガイドラインによることに同意しており、これが利用者と被告の間で本件利用契約の内容として成立しているというべきである。
 - イ 原告らは本件ガイドラインが法的拘束力を有しない旨主張するが、本件ガイドラインには本件サービスの概要や利用上の注意点に関する記述がなされていることから、原告らの上記主張が本件ガイドライン全体の契約としての成立を争う趣旨の主張であるとすれば、本件ガイドラインを内容としない本件利用契約は極めて不明確な内容となってしまう、原告らの主張する被告の負担すべき義務すらも不明確なものとなってしまうことになる。

争点についての判断

- 被告の注意義務の有無及びその内容〔争点(1)〕について（前のページからの続き）
 - ウ また、原告らは本件ガイドラインに同意するボタンがないなどと主張するが、本件サービスの利用者は本件ガイドラインに同意するボタンをクリックするなどして同意しない限り、本件サービスを利用しえない仕組みとなっていることや、上記認定及び弁論の全趣旨によれば、本件サービスを利用しようとする場合の入口画面は、利用しようとする者の便宜を図る観点から複数用意されていると認められることから、原告らの上記主張は、本件サービス利用開始時の仕組みに関する誤解であり、採用することができない。
 - エ このほか、本件ガイドラインの内容は容易に知りうる状態にあったという上記認定によれば、本件ガイドラインが本件利用契約の内容として成立していないとの原告らの主張は、採用することができない。

オ なお、原告らの本件ガイドラインの無効の主張は、免責条項の有効性を争うものとして位置付けられるため、本件ガイドラインの成立に関するものとしては判断しない。

争点についての判断

- 被告の注意義務の有無及びその内容〔争点(1)〕について
 - 被告に求められる具体的義務の内容被告が負う欠陥のないシステムを構築して本件サービスを提供すべき義務の具体的内容は、そのサービス提供当時におけるインターネットオークションを巡る社会情勢、関連法規、システムの技術水準、システムの構築及び維持管理に要する費用、システム導入による効果、システム利用者の利便性等を総合考慮して判断されるべきである。
 - ア 注意喚起について
被告には、上記認定のとおり、本件サービスを用いた詐欺等犯罪的行為が発生していた状況の下では、利用者が詐欺等の被害に遭わないように、犯罪的行為の内容・手口や件数等を踏まえ、利用者に対して、時宜に即して、相応の注意喚起の措置をとるべき義務があったというべきである。
 - イ 信頼性評価システム以降は義務ではないとされた

争点についての判断

- 被告の義務違反の有無〔争点(2)〕について
 - (1) 上記判断によれば、被告には、時宜に即して、相応の注意喚起措置をとるべき義務があったというべきところ、上記認定によれば、平成12年から現在まで被告は利用者間のトラブル事例等を紹介するページを設けるなど詐欺被害防止に向けた注意喚起を実施・拡充してきており、時宜に即して、相応の注意喚起措置をとっていたものと認めるのが相当である。
なお、原告らが本件サービスを利用した当時、インターネットオークションを利用した詐欺について、新聞報道等、社会的にどの程度問題とされていたかを認定するに足りる的確な証拠はない。

争点についての判断

- 被告の義務違反の有無〔争点(2)〕について（前のページからの続き）
 - (2) 原告らは、被告の注意喚起がわかりにくいと主張し、原告A166も被告は本件サービス上で強い注意喚起をしなかった、原告A578も本件サービスでは利用者に対してエスクローサービスの利用を十分に告知していなかったなどと、それぞれ上記主張に沿った供述をする。
 しかし、原告A166は、エスクローサービスの名前は知っているが、その内容は詳しく知らないとも供述し、原告A578も、詐欺被害にあったと主張する入札・落札をした当時、エスクローサービスがあること自体知らなかった、詐欺被害に遭うことを防止する機能があるかも探すことはしなかったなどと供述する。
 原告A166及び原告A578は、落札・代金支払後に商品が届かない危険性を十分に認識していたとも供述しており、それにもかかわらず、被告の設けた詐欺被害防止のためのコンテンツや各種機能を確認することもなかったという原告A166及び原告A578の各供述をもって、被告の注意喚起が不十分であったと断ずることはできず、原告らの上記主張を採用することはできない。

争点についての判断（まとめ）

	原告の主張	被告の主張	原告の主張	被告の主張	裁判所の判断
(1) 注意喚起	詐欺防止に向けた注意喚起を十分に行わなければならない	ガイドラインへの同意がID登録時に必須。また、繰り返し内容を表示している	わかりにくい。不十分	コンテンツで十分提供。トラブルが報告された振込口座も公開	注意喚起の義務はある コンテンツは時宜に即して相応の措置
(2) 信頼性評価システム	第三者機関による信頼性評価システムは必須（米国の当該サービスでは導入済み）	現在までに日本にはそのような機関は存在しない	自作自演などでもできるので逆に詐欺を行うために利用される	（改めての主張はない）	原告の主張は採用できない
(3) 出品者情報の提供・開示	開示することで匿名性を排除し、詐欺被害を防止しなければならない	個人情報保護の点から開示できない	偽装可能	利用者評価システムや出品者の他のオークションを参照することで判断可能	詐欺を行う目的であれば正確な情報を提供しない。法により出品者の情報開示は負担
(4) エスクローサービス	利用を義務付けなければならない	利用者間の売買は利用者間の責任で行われるので利用を利用者にゆだねることは当然	・出品者が認めていないと利用できない ・説明が不十分	エスクローサービスの利用を推奨している	安さを求める利用者には、利用を強要できない
(5) 補償制度	第三者機関の評価を信頼した利用者に対して補償が必要	補償制度があったからといって	不十分かつ手続きが煩雑で利便性が低い	補償制度、郵送住所確認、捜査協力などを行っている	補償で予防はできない

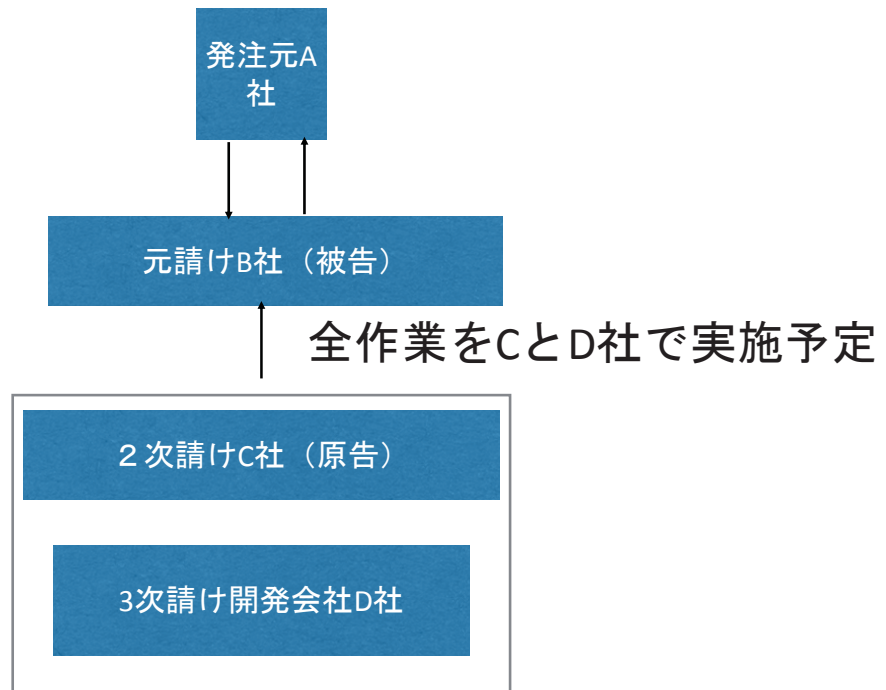
判決から学んだこと

- 本件でも被告側のオークション運営会社はきっかけだけを与えていて、あとは当事者間の問題、というような考え方は退けられ、十分なシステム（コンピュータだけをさすわけではない）の構築が信義則上求められていることには留意する必要がある。「免責事項の適用の有無については被告の義務違反が認められた後に検討されるべきであり、被告の上記主張が、免責事項以前に被告には全く義務が生じないというものであれば、そのような主張は採用できない」とある。
- 判決であげられた義務の具体的な内容に、サービス提供当時のインターネットオークションを巡る社会情勢、関連法規、システムの技術水準に加えて、システムの構築及び維持管理に要する費用、システム導入による効果、システム利用者の利便性等まで含めて総合考慮すべき、とされたことに注目した。ビジネスとしての実情を考慮したものであるようだ
- 警告の方法などについては利用者に対して十分であったと裁判官に判断されると、逆に今回の被告が、警告をみていながらアクションを起こしていないことに対して厳しい評価がなされていると思われる
- 本件はネットオークションの「安全・安心」に関わるものと思われるが、「安全」であることと「安心」には大きな乖離があることを感じる。裁判所の判断にはインターネットオークションは参加する側にもそれなりの素養を求められていると感じた
- 社会的に要求される詐欺への対応は変わるものであり、その時々である程度常識と考えられていたものは導入していないといけないとみなされるということであると理解した

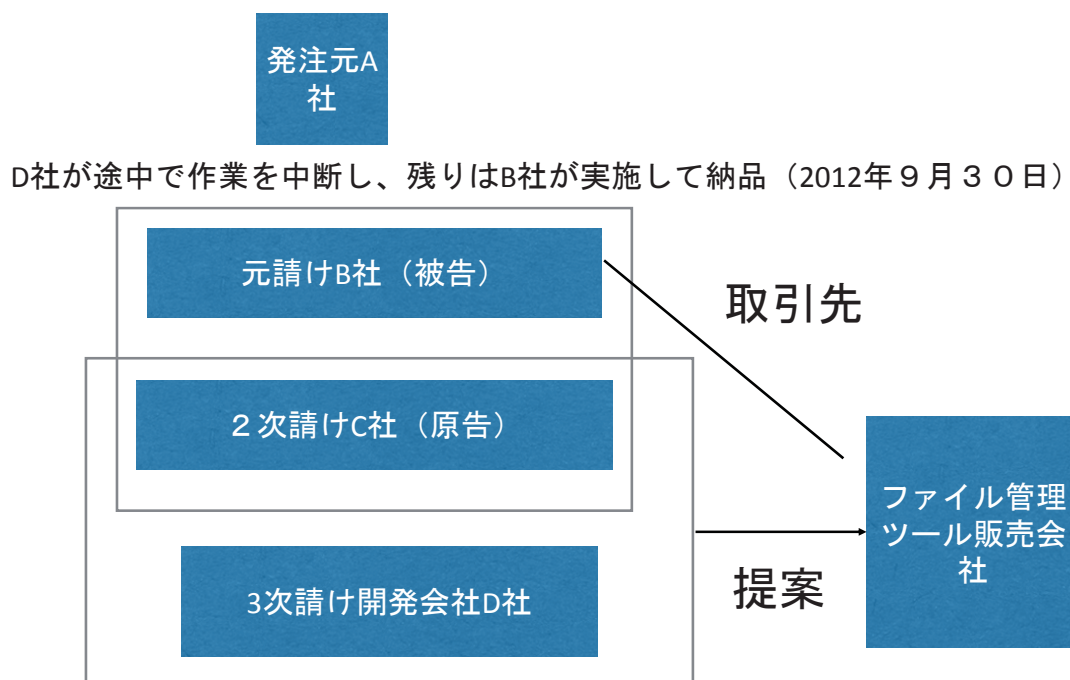
2.開発業務の受託と営業秘密に関する訴訟

- かつては共同していた原告と被告が、ある案件で共同して開発業務を行いながら、別に原告が被告の取引先を横取りするような提案を行ったため、被告が被告側の営業機密を利用した不公正な競争があったことによって、原告の開発業務で支払われる費用を相殺すべき、と主張した

当初の予定(2011年9月頃から翌年8月ごろ)



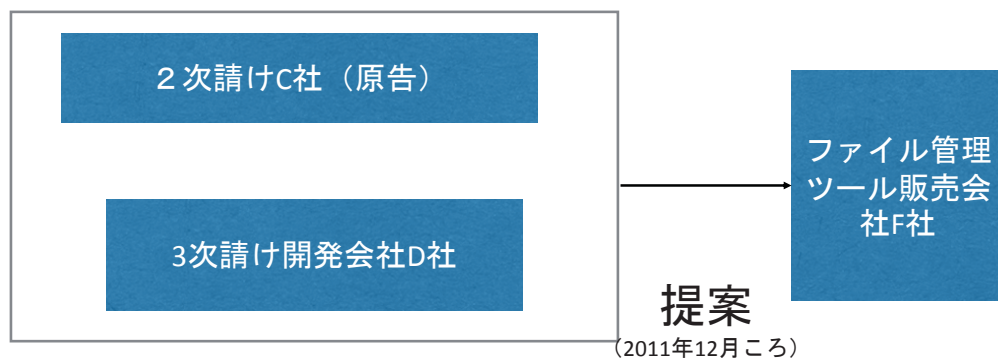
開発中にCとDが別案件で (2012年6月) 紛争に



C社がB社の営業秘密を使って提案したと主張

元請けB社（被告）

B社のデジタルカタログのエンジンのノウハウが提案に入っているか



裁判所の判断

- (1) 請求原因(1)（本件請負契約の成立）について
- イ 被告は、社長の決裁事項であるのにこれを受けていないなどとして、原告との間で本件請負契約を締結していない旨主張する。しかし、前記アの認定事実によれば、被告は、A社に対し、本件業務について被告名義の見積書を提出した上、被告名義で納品しており、被告従業員P2においても、被告が本件業務の受注元であるとの認識でいたもので、被告が本件業務をAから受注していたことは明らかである。被告が本件業務を受注している以上、自ら本件業務を行うのでなければ、外注するのが当然であるところ、被告は、外注費用が明確にならないとAへ見積書が提出できないとして、原告に本件業務についての見積書を依頼して受け取り、原告の本件業務についての援助要請に対し受注元として対応し、被告分担部分等を除いた報酬を請求するよう原告に求めたなどの経緯からすれば、原告と被告の間には、被告が、原告からの見積を前提に、Aに見積書を提出した平成24年2月ころ、原告の見積書に記載した557万5500円（ただし、1年間の保守費用及び消費税相当額を含む。）を報酬とし、原告が本件業務を請け負う旨の本件請負契約が成立したものと推認できる。
- ウ よって、請求原因(1)の事実は認められる。

裁判所の判断

- (2) 請求原因(2) (本件業務の完成・引渡し) について
ア 被告は、本件業務に関し、原告が行った作業はほとんどない旨主張している。しかし、前記(1)アで認定したところによれば、P2は、原告の援助要請を受けて被告が担当することになった際に、既にほぼ開発が終わっている部分が多くあることを認める旨連絡をしているのであり、最終的に本件業務について被告が行った作業を、合計で188万8063円(税別)と算定しているのであるから、原告がD社に外注した業務もある程度完成しており、その引渡しを受けた上で、被告において本件業務を完成させ、Aに引き渡した事実が認められる。
イ 原告の請求額は、本件請負契約の見積額531万円(税別)より、システム保守費用36万円及び被告の作業部分188万8063円を控除した金額に消費税相当額を加算した321万5034円であるところ、これまで認定したところによれば、理由がある。
ウ よって、請求原因(2)の事実は認められる。、

裁判所の判断

- 2 抗弁について
(1) 抗弁(1)の事実 (営業秘密) について
ア ア (本件システムの内容に関する情報) について
ア) 被告は、乙44出願書類に記載されている技術情報であり、①文書アップロード、②文書自動変換、③文書保管・運用、④本棚・書類一覧、⑤デジタルビューワー方式の全てを1つのシステムとする、デジタルブック提供システムという発想そのものが営業秘密である旨主張し、原告は、その有用性・非公知性及び秘密管理性をいずれも否認する。

裁判所の判断

- 2 抗弁について

(ウ) 前記認定事実によれば、当初の乙44出願書類とその後の出願（乙45）の解決すべき課題とはそれぞれ異なり、同じデジタルブック提供システムであっても、その内容が同一とはいえず、また、被告名義で特許された本件システムに関する特許についても、特許されるにあたって補正がされ、その内容は乙44出願とは当然異なっていることからすれば、乙44出願書類の内容自体が特許を受けたものということとはできない。被告が主張する前記ア(ア)①から⑤までの技術を1つの方式で行うという発想も、特許された内容と同一とはいえないし、従来から他社が提供していたデジタルブック提供サービス（甲46ないし48）と異なる有用性を基礎付ける事実を認めるに足りる証拠はない。

結局のところ、被告は、乙44出願書類や出願（乙45）に係る技術情報を原告代表者が不正に原告に開示し、原告がこれを使用したとの具体的主張をせず、本件システムの「発想」を原告が使用した旨を主張するにすぎない。しかしながら、具体化され特定された情報ではなく、抽象化された「発想」が、どのように秘密として管理されていたかについて、被告は何ら具体的に主張しておらず、これ以上検討するまでもなく、この点についての被告の主張は失当といわざるを得ない。

裁判所の判断

- イ（外注先情報）について

被告が主張する外注先情報は、DやEという企業が存在し、外注先として被告と取引していたという単純な事実を過ぎず、役員及び従業員において、秘密として保持しなければならない有用な技術上又は営業上の情報とは認められない。

したがって、外注先情報が営業秘密にあたるということとはできない。

- ウ（顧客情報）について

被告が主張する顧客情報は、FやGという企業が存在し、被告の得意先であったという単純な事実を過ぎず、役員及び従業員において、秘密として保持しなければならない有用な技術上又は営業上の情報とは認められない。

したがって、顧客情報が営業秘密にあたるということとはできない。

判決から学んだ点

- ・ 請負契約時には正式な発注がなくても裁判ではメール、状況等によって発注があったと推認されることがありうる。（ただし、本件は元請けと発注企業の間で正式な契約があり、それがあっての推認ということもあるかとは感じる。元請けが発注企業と正式な契約の前に作業を下請けにやらせるような事案だと難しかったかもしれないと感じた）
- ・ 本件は納品の直前まで友好的に開発が行われていたものであり、どちらかというところ珍しいケースであるように見えた。しかし、本件のように、なんらかの事情で会社間の関係が悪くなることもありうることを念頭において契約しておく必要がある（小さい企業だと裁判を起こすことも難しい）
- ・ 営業機密について、誓約書で退社した従業員の全てをしばれる訳ではないことがわかった。やはり、情報の管理をしっかりと行い、不要な情報へのアクセスによるリスクを最小にすべきである

3. システム管理基準との関係

- ・ 現在のシステム管理基準の「Ⅲ.開発業務」の49項目には契約をどの項目で実施するのかが明記されていない（共通業務の中には記載があるが汎用的な内容）
- ・ 現在のシステム管理基準の利用目的が主に社内での利用とすると、訴訟についてはそもそも考慮外であるとも考えられる。しかし、今後、クラウドやパッケージのように契約に重点があるシステム利用が増えることが予想されるので、契約について、ガイドラインとして使えるような記載の検討が必要である。

3. システム管理基準との関係（続き）

- パッケージソフトや外部から調達したソフトの構成要素がどのようなものかまで分からない状態で利用者（利用企業）は利用することについて、管理基準は特段の記載はない。今回の営業秘密のようなノウハウの問題が起こることもありうるし、Apache Struts 2の問題のように脆弱性があっても利用者には分からないということも起こりうる
- インターネットオークションの判決で、危険性を知りながら、オークション提供会社の注意を十分に読まなかったことが利用者側の責任とされた。原告側の「わかりにくい」といった主張はとおらなかった。提供側から注意喚起された内容を十分に把握することも、システム管理の中で重要と思われる

ご静聴ありがとうございました

- 本日の発表の内容は発表者の所属する企業とは関係はありません。